

陳情第64号	受理年月日	令和7年10月2日
付託委員会	経済港湾委員会	
件名	社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について	

要旨

北九州市では、児童養護施設を退所した若者が社会に出る際、居住や就職の安定を得ることが難しい現状がある。実家に戻れず頼れる親族がない場合、寮付き職場や自立支援施設に頼らざるを得ないが、それらには限界がある。寮付き職場は職種が限定されるため将来の選択肢が狭まり、自立支援施設は空きが少なく、入所までに時間がかかる場合がある。施設や支援者の交代により居住の安定性が低下し、予期せぬ退所を余儀なくされるケースも少なくない。

さらに、保証人がいないことで賃貸契約が難しくなるなど、住宅確保の障壁は大きく、保証人となる園長や職員が退職等で連絡が取れなくなることで、孤立し、飛ぶ（居所不明）ケースも見られる。結果、住まいと仕事を同時に失うことで、社会的養護経験者の自立が阻まれている。

私自身、高校中退後に児童養護施設を退所した。実家に戻れず、一時保護所に入所したが、働きながら自立準備ができる施設は少なく、約3か月間保護所で生活した。その後、幸運にも自立支援施設に入所できたが、施設長交代に伴う方針変更や人間関係の変化により、準備不足のまま退所を余儀なくされた。結果、自宅に戻ったものの支援は途切れ、働くことができず引きこもり、生活保護に陥った。この経験から、保証人の有無や住まいの確保、就職支援が社会的養護経験者の自立にとって極めて重要であると強く感じている。

以上を踏まえ、北九州市においては、退所後の生活と就労を同時に支えるための制度設計が必要である。現状、多くの退所者は実家に戻ることが困難で、寮付き職場や自立支援施設に頼らざるを得ない。しかし、就職の選択の制限、施設不足、居住の不安定さ、保証人問題、仕事と住まいの喪失といった課題が存在する。自立を目指す過程で直面する住まいと就職の課題を解決するため、北九州市に以下の施策を陳情する。

（続く）

陳情事項

若者ワークプラザでの就労支援強化

- ・「社会的養護経験者特別枠」の設置による就労支援を実施すること。